

10年保存

基発第0329008号

平成16年3月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「監督業務運営要領の改善について」の一部改正について

昭和39年4月20日付け基発秘第5号「監督業務運営要領の改善について」（以下「第5号」という。）については、労働基準行政関係の申請・届出等手続の電子申請が平成16年3月29日から開始されることに伴い一部を改正することとしたので、その取扱いについて遺憾なきを期されたい。

記

第5号の一部を次のように改正する。

第5号の記の第2の2の(1)のニの次に次のように加える。

ホ 厚生労働省汎用申請・届出等受付システムを使用し、許可・認定の申請があった場合、その受理等の処理については、「労働基準行政情報システム事務処理手引・電子申請関連編」及び「労働基準行政情報システム機械処理手引・電子申請関連編」によることとする。

第5号の記の第2の2の(2)のなお書を次のように改める。

なお、厚生労働省汎用申請・届出等受付システムを使用し、届出があった場合、その受理等の処理については、「労働基準行政情報システム事務処理手引・電子申請関連編」及び「労働基準行政情報システム機械処理手引・電子申請関連編」によることとする。

また、届出書類のうち、届出に基づいて一定の行政処分を要する事案については、各局において予め定める審査処分要領に従って処分の要否を決定し処理することとする。